

森の力再生事業実施要綱

制定	平成18年5月26日
	環境森林部長通知森計第172号
改正	平成20年11月21日
	建設部長通知森計第353号
改正	平成22年3月30日
	建設部長通知森計第636号
改正	平成23年3月25日
	交通基盤部長通知森計第521号
改正	平成24年3月30日
	交通基盤部長通知森計第1004号
改正	令和元年7月1日
	経済産業部長通知森計第101号
改正	令和3年3月11日
	経済産業部長通知森計第307号
改正	令和4年9月14日
	経済産業部長通知森計第165号
改正	令和8年3月16日
	経済産業部長通知森計第256号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する知事が定めるものとして実施する森の力再生事業について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

戦後、国土緑化、資源造成に対する国民の要請を受けて一斉造林されたスギ、ヒノキの人工林では、その後の材価の低迷等の経済状況の激変により、権利者による適正な整備がなされない森林が発生している。

また、社会状況の変化により薪炭、落葉、竹などが燃料、肥料、資材として使われなくなったことから、里山林は長期間放置状態にある。

このような管理されない森林は総じて高密度化し、暗く下層植生及び森林土壌に乏しく単相な活力の無い状況に至っており、本来、森林が持っている「森の力」が低下し、県民生活に影響を及ぼすことが懸念されている。

本事業は、こうした社会経済状況の変化により権利者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、民間による持続的な管理を開始するために必要な初期整備を行うことにより、本県の荒廃した森林の早期解消に寄与し、「森の力」を回復させることを目的とする。

第3 事業理念

本事業は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7並びに静岡県森林と県民の共生に関

する条例（平成17年静岡県条例第91号）第7条第1項及び第2項に規定する森林所有者の責務及び役割を踏まえた上で、すべての県民がその恵沢を享受している「森の力」を持続的に発揮させていくことの重要性のほか社会経済状況及び対象森林に係る森林整備の困難性にかんがみ、整備者と権利者とが共同して実施する森林整備に係る費用の全部又は一部を権利者に代わって県が負担することにより、整備者の協力のもとに権利者が実施する整備後の森林の持続的な適正管理を助長し、荒廃した森林の機能の向上を図り、県民に対して「森の力」を永続的にもたらしめることを旨とする。

第4 定義

- (1) この要綱において「森の力」とは、森林が有している土砂災害の防止や水源のかん養を主体とした公益的機能をいう。
- (2) この要綱において「荒廃した森林」とは、下層植生が消滅し、又は消滅するおそれがある森林及び倒木が集団で発生し、又は発生するおそれのある森林をいう。
- (3) この要綱において「整備者」とは、森の力再生事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第617号。以下「交付要綱」という。）第2(2)に規定するものをいう。
- (4) この要綱において「権利者」とは、交付要綱第2(3)に規定する者をいう。

第5 事業内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 人工林再生整備事業

第7(1)に定める対象森林のうち荒廃した森林について、針葉樹と広葉樹との混交林へ誘導するための森林の整備であって、伊豆地域森林計画、富土地域森林計画、静岡地域森林計画及び天竜地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）に定める「特に針広混交林化を推進すべき森林」の整備・保全の方向に即した整備並びに簡易な道及び構造物の設置等を実施する。

(2) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

第7(2)に定める対象森林のうち荒廃した森林について、多様性のある広葉樹林等へ誘導するための森林の整備であって、地域森林計画に定める「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」の整備・保全の方向に即した整備並びに簡易な道及び構造物の設置等を実施する。

(3) 県民広報事業

事業の執行状況及び効果について県民に周知し、県民の理解を得るために必要な広報、評価等を実施する。

第6 実施主体

- (1) 実施主体は、人工林再生整備事業及び竹林・広葉樹林等再生整備事業にあつては権利者及び整備者とし、県民広報事業にあつては県とする。
- (2) 事業に係る補助金の交付の申請は、権利者及び整備者が連名で行うこととする。
- (3) 事業の実施に係る権利者及び整備者の関係は第10に定める協定によるものとする。
- (4) 交付要綱第2(2)の「その他知事が森の力再生事業を実施する団体として適当と認めたもの」とは、次のもののうち別に定める条件を満たすものとする。

ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

- イ 民間の企業又は組合（アに定めるものを除く。）
- ウ 一般社団法人又は一般財団法人
- エ 林業者等の組織する団体（中山間地域林業整備事業実施要領（平成16年4月19日付け森整第164-1号環境森林部長通知）第3に定めるものをいう。）
- オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2に規定する特定非営利活動法人
- カ 次のいずれにも該当する団体
 - (7) 規約等により適正な運営が行われることが確実に認められること。また、規約等には、名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
 - (8) 営利を目的としないものであること。
 - (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものではないこと。
 - (10) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。
 - (11) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - (12) 森林の整備活動のための事業実施の体制が整備されていること。

第7 対象森林

本事業による整備の対象となる森林の区域は、権利者による整備の困難性及び当該森林の有する公益性が高い森林とし、具体的には次のとおりとする。

(1) 人工林再生整備事業

ア 森林法第5条第3項に定める森林の整備及び保全のために必要な事項として知事が地域森林計画に定める「特に針広混交林化を推進すべき森林」の区域として定める森林

イ アに定められることが確実な森林であって、知事が整備の緊急性を認める森林

(2) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

ア 森林法第5条第3項に定める森林の整備及び保全のために必要な事項として知事が地域森林計画に定める「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」の区域として定める森林

イ アに定められることが確実な森林であって、知事が整備の緊急性を認める森林

第8 実施要件

- (1) 本事業による森林の整備は第7に定める対象森林のうち、荒廃した森林について実施する。
- (2) 個別の整備を実施する森林の範囲及び整備等の手法は、県が行う第11(1)に定める事業計画の審査を経た補助金の交付決定をもって決定する。
- (3) 県は、(2)の交付決定に当たって、事前に当該森林の所在する市町の長の意見を聴くものとする。
- (4) 整備の実施は、第10に定める協定の締結を条件とする。
- (5) 整備者と権利者が同一の場合は、本事業の実施の対象としない。

第9 実施基準

事業実施の基準は第5に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第10 協定

整備後の森林について、一定の期間、整備者の協力のもとに権利者が適正な管理を実施することを担保するため、県、権利者及び整備者は、別記様式による森の力再生事業の実施に関する協定書を締結するものとする。

第11 事業計画

(1) 事業を実施しようとする整備者は、第7に定める対象森林のうち事業を実施しようとする森林について、権利者の了解のもとに事業の実施に必要な調査等を実施し、次に掲げる事項を記載した別に定める森の力再生事業整備計画書（以下「整備計画書」という。）を作成し、権利者の了解を得るものとする。

- ア 森林現況
- イ 整備基本方針
- ウ 整備計画
- エ 施工計画
- オ 実績管理計画
- カ 長期適正管理計画
- キ その他の特記事項

(2) 整備計画書は整備者及び権利者の連名により提出するものとする。

第12 事業実績

(1) 事業を実施した整備者は、次に掲げる事項を記載した別に定める森の力再生事業整備実績書（以下「整備実績書」という。）を作成し、権利者の了解を得るものとする。

- ア 整備実績
- イ 実績管理
- ウ 整備経費明細
- エ その他の特記事項

(2) 整備実績書は整備者及び権利者の連名により提出するものとする。

第13 市町との連携

本事業は、第8(3)に定めるもののほか、市町村森林整備計画樹立者、森林法第11条第6項に定める森林経営計画の認定者及び基礎自治体としての市町との円滑な連携のもとに実施するものとする。

第14 関係法令等の理解と遵守

本事業に関係するものは、森林法等の関係諸法令及び県条例に規定される理念、それぞれの役割等を理解し、かつ、本事業の実施に係る許可等の適正な手続き及び適正な事業実施がなされるよう、関係法令を遵守しなければならない。

第15 整備効果の検証

県は、事業による整備の効果を検証するための調査等を実施し、その結果がまとめ次第、第16に定める外部評価機関に提供するほか、広く県民に公表するものとする。

第16 外部評価

県は、本事業の執行及び静岡県もりづくり県民税条例（平成17年静岡県条例第88号）第1条第2項に規定するもりづくり県民税の使途に関する評価を行うため、有識者等により構成する外部評価機関を設置する。

第17 雑則

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。